

更田豊志・原子力規制委員会委員長 殿

申し入れ

2020年2月17日

原発問題住民運動全国連絡センター筆頭代表委員・伊東達也

福島第一原発事故から今年で10年目を迎えますが、原子力事故災害は、「五輪で終わり」「10年区切りで終わり」というものではありません。今なお3万5000人も福島県民が故郷に戻ることができていません。福島第一原発事故による被災者・被災地対策が事故は終わったとして、その打ち切りさえ行われています。断じて許されないことです。

また、事故収束対策が容易に進んでいません。事故収束は、福島復興の前提条件であり、その遅れは復興の遅れにつながるものです。その事故収束対策は多岐にわたりますが、住民への不安・心配を新たに増大させるようなことがあってはなりません。

私たちは、東電と国に、原子力災害が続く限り、真摯に被災者・被災地対策に取り組むことを求めています。合わせて、福島第一原発事故の検証、原子力政策の検証のないままに、原発依存・固執を続けることは、福島第一原発事故再発の道であり、東芝の経営危機に示されるように日本の経済を大きく歪め、日本の将来のエネルギーの主流たるべき再生可能エネルギー開発を大きく抑制するものであることを強調しています。

私たちは、国と電力会社が福島第一原発事故の発生の加害責任を率直に認め、躊躇なく原発依存・固執をやめ、再生可能エネルギーへの転換を求めています。

私たちは、ここで、原発再稼働に中心的役割を果たしている原子力規制委員会へ抗議するとともに、下記の申し入れを行うものです。

記

- 福島第一原発事故から10年目を迎えます。原子力規制委員会は、原子力災害についてどのような検証を行ったのか簡潔に説明ください。また、規制委が安全規制上、特別に検討した主な内容について、簡潔に説明ください。
 - ①、私たちは、i)、規制委の新規制基準が福島原発事故の検証にもついていたものではないこと、ii)、規制委の新規制基準が世界で有数の火山国・地震国の災害に対して十分な備えとなっていないこと、iii)、国際原子力機関(IAEA)は「深層防護」の第1層～第5層まで各層の防護対策を提起していますが、新規制基準は、第4層前半までの技術的措置に限定されています。実際には、第4層前半の措置でも危うさが指摘されます。つまりIAEA基準に違反していること、iv)、規制委の新規制基準が事実上、原発の再稼働のためのものであるとの疑惑を持っていること、などについて、これまでも機会がある度に指摘してきました。これらの指摘は多くの住民が共有しているものと考えます。この間、規制委はこれらの指摘にどう対応しましたか!?
 - ②、広島高裁は伊方原発について、「地震、火山の想定が不十分」として、3号機の運転を再び認めない仮処分を言い渡しました。規制委の新規制基準に基づく判断について「その過程に過誤ないし欠陥があったといわざるを得ない」としました。当然、規制委の適合審査全体を見直すべきです。規制委の見解を求めます。
 - ③、安倍晋三首相は「日本の規制基準は世界一厳しい」と謳い文句のようにいいます。これを言わせているのは規制委しかあり得ませんが、どこが世界一厳しいのですか!?
日本の原発立地は世界一危険なものです。それを首相に言わせることも規制委の責任ではないですか!?
- 規制委は万が一の事故時の避難計画について、指針は出しながら審査対象としていません。当然規制の対象とすべきものです。見直しを求めます。
福島原発事故以前、日本は国際原子力機関(IAEA)の安全勧告にある苛酷事故対策と緊急時対策を日本だけは公的規制の対象から外していました。このことが福島第一原発事故を誘発したと言っても過言ではありません。事故後、規制委は苛酷事故対策は規制の対象としましたが、「1」項にあるように、IAEA基準をクリアしたものではありません。緊急時対策は依然として規制対象から外しています。これは福島第一原発事故の教訓を無視するものです。
- 汚染水対策を糺します。
 - ①、規制委は当初から「処理水の海洋放出」を主張しているとされますが、それは事実ですか! 「放出基準以下なら放出」は問題のごく一面にほかなりません。これに絡む問題の多面的な検討を要する問題です。
 - ②、規制委が主張するとしたらどのような権限に基づいているのですか! その根拠は!?
 - ③、処理水には除去不能のトリチウムだけでなく他の放射性物質も混じっているとされます。それらも「基準以下に希釈すればいい」ということですか!?
 - ④、元原田義昭環境相は処理水について「(海に)思い切って放出して、それを希釈するという選択しかない」と発言しました。これは希釈して放出ではなく、処理水をそのまま放出するという違法発言です。規制委はこの違法性を指摘しましたか!?
 - ⑤、阿武隈山系の太平洋側に降る雨の大半は地下水となって太平洋に放出されます。ここに立地する福島原発は建設時から地下水流入に対処を余儀なくされてきました。この地下水が事故機の原子炉建屋に流入し、汚染水増加を招いています。このことは初めからわかっていたことです。とすれば、処理水タンクは1,000t級ではなく石油備蓄で経験済みの10万t級で対応すべきものです。10万t級タンクで貯蔵し、トリチウムの自然減衰を待つて放出すれば問題はあります。
規制委はこの初歩的な対応もできないのですか!?
- 原発訴訟への規制委の干渉を糺します。
 - ①、福島原発群馬訴訟の東京高裁で国は準備書面で避難指示区域外からの自主避難者について、2012年1月以降の避難継続の相当性を肯定して損害発生を認めることは「(避難指示区域外に)居住する住民の心情を害し、ひいては我が国の国土に対する不当な評価となる」から「容認できない」と主張しました。国による暴論さわかまれりといえるものです。
 - ②、これに規制委が関与したとされます。規制委が損害賠償を求める裁判にかかわることはあってはなりません。それは事実ですか!?

5、いくつかの事項について糺します。

- ①、東電・柏崎刈羽原発は山形地震発生時(6月18日)、新潟県内の自治体並びに規制庁に対して「電源異常有」の誤ったFAXを送信しました。改善策をとった後も、訓練用FAXを規制庁に発信(10月28日)しました。原発の管理運営の基礎的資質を欠いているといわねばなりません。規制委は2018年末、東電の原発の運営管理能力を了としましたが、この評価を見直し、改善を求めべきです。見解を求めます。
- ②、中部電力・浜岡原発の「断層系」の審査会合(2019年12月20日)が開かれましたが、このような審議では結論が出る前に原発使用期間40年が過ぎてしまう懸念を持たざるを得ません。
規制委は春と秋の2回、新規制基準適合審査の状況を公表し、「審査の現状及び課題」を示し、「備考」で補足説明していますが、簡潔すぎます。これでは審議内容がわかりません。もう少し審査内容を開示することを求めます。

6、私たちは、規制委について、当初から「規制」と「推進」の相反任務をおおされて設置されてきたことを指摘してきました。規制委はIAEAが勧告する規制機関の国際基準にまったく反するものです。

私たちは、「申し入れ」の度に、規制委が名実ともに規制委となるよう努力を求めてきましたが、この間、規制委としては、この指摘にどう対応しましたか!?

(以上)

<勝野哲・電気事業連合会会長への「申し入れ」の一部紹介>

「1、被災者・被災地対策」で6項目、「2、事故収束対策」で5項目、「3、東電の刑事責任」で3項目、「4、関電の『原発マネー還流』」で1項目、「5、福島原発事故と日本の原子力政策の検証」を「申し入れ」を行いました。ここでは「5」項のみを下記します。

「5、福島第一原発事故、日本の原子力政策の検証を求めます。

①、原賠法をめぐる問題を糺します。

原子力業者には、原賠法では、原子力災害時には「集中責任」と「無限責任」という類例がない重い責任が課せられています。ところが、福島第一原発事故では、被害額(2016年政府試算21.5兆円)が原子力事業者の損害賠償措置額(当初事業所当たり50億円、現在1,200億円)を遙かに上回ったことから「集中責任」も「無限責任」も免れています。この事態を電事連はどう考えますか!?

原賠・廃炉支援法の枠組みでは、本来、損害賠償措置が講じられるべきだったが、事実上、講じられなかったとして、事故対応費は電気料金の「あと取り」が認められました。「国が前面」に出る対応費は税金で賄われます。すべて国民負担です。

原賠法を巡るこのような「詐欺的行為」について、電事連はどう考えますか!?

さらに、国は事故対応費を措置しなかったといいますが、原賠法制定に当たって、原子力災害の試算を原産会議に委託し、最大3.7兆円(当時の国家予算の倍)の被害となる報告書(244頁)を受けながら、国会には要約(18頁)だけ報告して原賠法を制定しました。この報告書は50年近くも隠蔽されました。電事連はこの経過を承知していますね!?! どう考えますか!?

②、原発依存・固執をやめることを求めます。

原発の再稼働に固執すれば、苛酷事故再発防止の保障はありません。また、原発依存・固執は東芝の経営破綻を招いただけでなく、当の電力会社の経営も成り立ちようがありません。

電事連は、事故の教訓に立ち、原発依存・固執をやめ、再生可能エネルギー開発の先頭に立つことを求めます。

③、日本の原子力政策の全面的な検証を求めます。

日本の原子力政策は原発推進政策と核燃料サイクル政策の2本柱からなります。前者は福島第一原発事故で、後者は高速増殖炉原型炉「もんじゅ」廃炉で頓挫しました。高レベル放射性廃棄物の処理・処分もないままに見切り発車した原発開発は半世紀を経てもこの問題を克服できないでいます。日本の原子力政策は八方ふさぎの状況に追い込まれています。いまこそ全面的な検証が求められます。

これは電事連の基本的責務ではありませんか!?!

(以上)

<小早川智明・東電社長への「申し入れ」の概要>

1、福島第一原発事故から10年目を迎えますが、原子力災害はつづいています。「五輪で終わり」「10年で終り」として、被災者・被災地対策の打ち切りなどがあってはならず、原子力災害が続く限り、被災者・被災地対策に真摯に取り組むことを改めて求めました。

2、廃炉工程表「中長期ロードマップ」が改訂(5回目)を受け、事故収束対策の進展は福島復興の前提条件として、処理水の環境放出など事故収束対策が住民に新たな不安・心配を押し付けるものであってはならないことを改めて求めました。

3、福島第一原発事故の東電旧経営陣3人の刑事責任について、強制起訴訴訟で東京地裁が恣意的に無罪判決を言い渡したことに抗議し、旧経営陣の刑事責任を改めて追及しました。福島原発はチリ津波(1960年)後に建設されたにもかかわらず、チリ津波級の津波に対する備えがなかったことを指摘し、歴史的現実のチリ津波を無視してきたことは、もともと刑事責任が問われるものだと追及しました。

4、苛酷事故を起こした東電は原子力事業者としての資格も能力もないことを自覚し、東電は原発依存・固執をやめ、再生可能エネルギー開発の先頭に立つ責務があることを指摘しました。

東電の福島第二原発4基の廃炉決定(2019年7月31日)で、原発立地県では初めて「原発ゼロ」が実現しますが、これは東電が「オール福島」の世論の高まり、福島第一原発事故という深刻な経験を経て得られたもの。福島第二原発の廃炉は本来なら第一原発の廃炉と合わせて行うべきものだったことを指摘しました。

東電は柏崎刈羽原発(新潟県柏崎市・刈羽村)の再稼働についても東電が率先して再稼働をやめるべきであること、また、東電が日本原電の東海第二原発(茨城県東海村)の60年運転再稼働への安全対策費3,500億円のうち2,200億円を支援することを決めたことについても、原子力災害の損害賠償などを打ち切る一方、他の電力会社の原発再稼働には資金提供するという本末転倒の措置と批判しました。

5、原子力損害賠償をめぐる責任を改めて糺しました。

(以上)